

## アメリカにおける東洋史學研究の動向

——ウイットフォゲル「中國征服王朝理論」その他——

田 村 實 造

「東洋的社會の理論」とか「中國の經濟と社會」などの著書を通じて有名なウイットフォゲル氏(Karl A. Wittfogel)の、いわゆる水の理論による中國社會經濟史研究は、わが國の東洋史家の間には、すでによく知られていることである。

ところが、ここ數年來同氏は、さらに征服王朝に關する理論的構成を定立することによつて、中國史に對する新見解を展開している。これについては、すでに野原四郎氏が中國研究所報第五號にのせたウイットフォゲル博士の躍進なる報告書において紹介されているので、學界への

ウスバリユウはあまりないが、ちようど昨年末京大人文科學研究所助教藤枝晃學士を通じて、ロロンビア大學にある同氏より、遼代に關する研究論文を送つてくれるよう求められたので、これまでに發表した三四のものを送附したところ、つぎのような謝論文が手もとにこたけられた。

(1) History of Chinese Society, Liao, (97—1125),  
general Introduction. by Karl A. Wittfogel  
(Preprinted from the Transactions of the  
American Philosophical Society, Volume 36,  
1946)

- (2) History of Chinese Society, Qara-Khitay.  
by Karl A. Wittfogel and Feng Chia-Sheng  
(Preprinted from the Transactions of the  
American Philosophical Society, Volume 36.)  
おぼろぎ (1) はその著述代中國社會史 (History of  
Chinese Society, Liao) の總論 (2) を附して Appendix  
V に載せられてゐる。
- (3) Public Office in the Liao Dynasty and the  
Chinese Examination System. by Karl A.  
Wittfogel (Harvard Journal of Asiatic Studies,  
Volume 10, June, 1947)
- (4) Religion under the Liao Dynasty (907—1125),  
by Karl A. Wittfogel and Feng Chia-Sheng.  
(Reprinted from the Review of Religion. May,  
1948)
- (5) The Chitan Script. by Feng Chia-Sheng.  
(Reprinted from Journal of the American  
Oriental Society, Volume 68, Jan.-March, 1948)

アメリカにおける東洋史學研究の一動向 (田村)

を古今夏 前記遼代中國社會史 (History of Chinese  
Society, Liao. March, 1949 四六倍七五二頁) 書誌を  
よび(索引を含む) のぼう大な書冊も入手したので、前述  
した野原氏の報告と多少重複するかとも思うが、今日のご  
とく世界の學界から、ほとんど隔絶されているようなわが  
學界の現状下では、一應紹介の義務があるかとも考えられ  
るのじ、あえて筆をとることとした。ただしなにも  
七〇〇頁にあまるこの大冊全部——それは遼代の歴史を  
總論と本文十六章 (1 行政地學と人口。2 牧畜と農業。3  
工業。4 交通。5 商業。6 通貨と金貨。7 社會機構・血  
縁組織・風俗・傳統。8 勢家と個人。9 寺院と僧院。10 財  
政組織。11 勞役。12 災害と國家的救濟。13 叛亂。14 政治組  
織。15 軍隊と戰爭。16 遼代主要事項の年代表) および附録  
五章 (1 遼朝の年代記。2 遼皇帝の名號。3 度量衡。4 史  
料・論文・研究書の解題。5 カラキタイ史) に分ち、索引  
を合わせ七五二頁にわたつて詳述したものであるが——の  
紹介は、いたづらに冗長に流れ、またそれが、遼代にかぎ  
られた特殊研究であるため、煩雜になるおそれもあるれば、

くまは省略して、ただ征服王朝理論の展開されている總論を主として扱うこととする。<sup>(1)</sup>

總論は第一章 Liao (遼) —— Ch'itan (契丹) ——

Carhay 第二章 遼朝の歴史的地位(一節一時的埋滅、

二節征服の型態、三節中國社會史の一部としての遼代史、

四節遼代史の制度的意義)。第三章 他の中國征服王朝

における同様な傾向(一節金朝、二節元朝、三節清朝)。

第四章新たに行われつつある假説。第五章内陸アジア

の文明に關する新見解(一節經濟的特徴、二節部族的型態

學、三節婦人——血縁——結婚、四節聖俗觀念と儀式、五

節軍事的組織とテクニツク、六節オールド)。第六章中

國文化史に關する新見解(一節中國軍事史に關する側面的

見解、二節中國制度史に關する諸史料)。第七章第三

文化。第八章内陸アジアの部族的文化における多様性

(一節文化的細別、二節キタイ人の歴史的背景、三節キタ

イ人のその後の歴史。第九章中國社會史の基礎的バタ

アン。第一〇章中國の社會制度史はいかに書かれるべ

きか(一節概念の擴大、二節基本的資料と選擇)。第

一章協同と協力者。の一章より成つてゐる。

さて、はじめわれわれに不審に思われたのは、これまで

知られてゐるような傾向をもつウィットフォゲル氏が、中

國社會史のうち、なぜ征服王朝史、とくに遼代社會史を最

初にとりあげたのか、ということであつた。

著者によると、中國社會の歴史的構造を究明するにあつ

り、まず秦漢帝國史——それは帝國的統一の下における基

本的中國社會の構造を示すものであるが——の研究から著

手しようとしたところ、このカテゴリーにもりきれない時

代および王朝が存在することにきつた結果、一連の征服

王朝(dynasties of Conquest)としようものに注意し、秦

漢時代の研究の型式學的補遺として、征服王朝をとりあげ

その最初のタイプを遂に求めたのであると。

すなわちウィットフォゲル氏は、秦以後二千有餘年(221

B.C.~A.D. 1912) にわたる中國の社會史を、朝代單位

に十個の主要部分にわからせ、これらをそれぞれ五つずつ

(1)典型的中國社會と(2)征服王朝的社會との二類の

基本的カテゴリーに大別してゐる。前者に屬するものは

1. 秦・漢(221B.C.—A.D.220)。2. 魏・晉・南朝(220—581)。3. 隋・唐(581—907)。4. 宋(960—1279)。5. 明(1368—1644)の五時代にして、後者に屬するものは、3. 北魏およびそれに前後する五胡諸朝と北齊・北周(386—580)。6. 遼(キタイ族907—1125)。7. 金(ジュールチン族1115—1234)。元(モンゴル族1206—1368)。10. 清(インシニウ族1616—1912)の五時代である。つまり漢族の中國王朝と征服王朝とが、ほぼ交互に中國社會を支配したのが、二千有餘年におよぶ中國の帝國史である。なかでも秦・漢と隋・唐および遼・金・清の五代は、その特殊な社會文化的パターンをもつとも明瞭に示している點で、とくに基本的であるとしている。すなわち秦・漢と隋・唐とは、漢族的中國社會の古典的型態を、その前期的發展と後期的發展とにおいて代表しており、また遼と金とは征服王朝型のうちで、前者は文化的對抗者(Culturally resistant)、後者は文化的屈服者(Culturally Yielding)として代表的であり、清朝は兩者の中間型(transitional)として考えられる(總論第九章參照)。そして中國の征服

王朝は、いかにこれらの異民族的・野蠻的背景があるにしても、中國人々の上におけるかれらの主權は、かれらを中國社會のいかなる歴史においても肝要な部分たらしめていた。したがつて征服王朝は、かならず中國社會史——政治・文化・制度・經濟的關係をふくむ——の研究範圍に入ればならない(同第二章三節)。

それでは征服王朝と中國社會とは、どのように關係づけられるのか。この點について氏は、從來西洋のオリエンタリストによつて、ひとしく唱えられたような、中國に侵入して建國した異民族王朝は、いずれもやがて中國に吸収され、その政治組織も社會や文化も、他の中國王朝と變わらず、もとのままであるとする、いわゆる中國文化吸收理論(中國文化同化論)を駁し修正しているが、その武器としてかれは、近年一九三五年以來、アメリカ人類學者レッドフィールド(Red field)、リントン(Linton)、ヘルスコヴィツ・イツク(Herskovits)の諸氏の新研究による Acculturation (文化變容)のセオリーをもちこんでいる。

それによると文化の變遷には單なる同化(Assimilation)

や傳播(Diffusion)のほかに Acculturation(文化内容)と名づけられる現象があり、それは各個の集團が異質の文化と直接接觸することによつて、どちらかまたは双方の集團の固有の文化様式に變化を起すときにみられる現象であるとして定義されている。すなわち二つの社會の文化的交渉には、それぞれの特性の受容と、反面その特性に對する抵抗とがあることを考慮しなければならない。そしてその交渉の結果、時としてそこに親文化とは異つた形の第三文化が生れる。ただし第三文化が生れるためには、前提として双方の社會ないし民族の共生的關係が存在しなければならないのである(同第二章四節)。

遼朝のごときは、まさしくこのいみでの文化變容の適例であろう。遼國內では、支配者としてのキタイ人社會と被支配者としての漢人社會とは、社會および經濟的にも、行政および制度的にも、また軍事的にも共生關係を保つていたため、中國の農耕文化と北方の遊牧文化との要素は、それぞれの地域的狀態に應じて混合した第三文化ともいへべき諸事象、たとえば政治組織や軍事組織、あるいは叙任

の形式<sup>(4)</sup>などにおいて獨特なものが生れ、とくにキタイ文字<sup>(5)</sup>が創成されたことは、その著るしいものとしてあげられる。これらは決して、吸收説にいうような文化融合ではな<sup>い</sup>。遼國の制度史を分析してもわかるように、二つの社會——北方遊牧族社會と中國農耕民社會——が、その個個の存在をつづけるかぎり、兩文化の完全融合(完全同化)は、のぞまれないであろう。したがつて完全な文化的融合は、完全な社會的融合が行われな<sup>い</sup>かぎりありえないのである(同第二章四節)。

遼朝の文化は、この國の滅亡後も、金朝およびカラ・キタイ王國<sup>(6)</sup>において、さかんな活力を示し、さらにその後の元朝や清朝のごとき征服王朝に對し、直接間接にパタアンを提供している。たとえば、金朝は遼國の政治上・軍事上の經驗を用心深く學びとつて、これを模倣し、遼朝の分派たるカラ・キタイ王國は、元朝の帝國的組織のモデルになり、遼の一族にあたる耶律楚材は、ジンギス・カンやオゴタイ・カンの最高顧問となつて、その行政機構を立案している。マンシユウ王朝(清)は、その建國の當初、遼朝の

権力行使のデクニツクを研究している(第二章二節)。

また遼朝は、漢文化のみ力に屈すること少く、當初からの部族的傳統を多く保持している(同第五章)。すなわち遼以前の一〇世紀までの遊牧民たるキョウド族やトルコ族などに關する中國側の史料は、かなり詳しいが、しかしそれは、かれらの社會構成や風俗や習慣に關するものよりも、むしろ政治や軍事關係の記録である。しかるに遼史になると、元朝以前における内陸アジアの部族生活——キタイ族およびこれに準じる諸部族社會の部族的經濟や部族行政組織など——に關し、明確な史實や史料が包藏されている。

以上みてきたように、遼をはじめとする、その後の金・元・清の征服王朝の下では、中國文化の影響は大いに弱められ、時としては彈力な反對傾向によつて相殺されてしまつてはいるが、この反對傾向は、つまり征服と支配とに根ざすものである。征服の状態と政治的分離とが存するかぎり、漢人はかれらの征服者を文化的に吸収したことが、かつてあつただろうか。征服は文化轉移をしげきしただけ

なく、ある重要な面では、それを遲らし挫折させさへした。四大征服王朝における漢文化要素の攝取は、つねに選擇的であつた。したがつて、かれらによつて行われた文化變遷の過程は、複雑であり、相互的なものであつて、一口に征服王朝といつても、純牧畜社會を構成している遼朝および元朝は、制限された文化變容、すなわち文化的抵抗型に屬し、有畜農耕社會を構成していた金朝は、より大きい文化變容、すなわち文化的屈服者型に屬す。そして金朝よりはやや複雑した農耕社會の段階にあつたマンシウ人の清朝は、兩者の中間型を示すものといえよう。さらにこの三類型のほかに、いま一つ時代的に遼朝に先行する四五世紀の趙・燕・秦などの五胡時代の諸王朝および北魏のような異民族王朝があるが、それはがれらの中國への侵入が半ば平和的であり、かつ權力への接近の仕方が、やや異つていふという點で、潛入王朝とよばれるべきであり、これらは一應遼以下の征服王朝と區別されねばならない(同第九章)。

以上がたいたい、ウイットフォルゲル氏の征服王朝理論

であるが、要するに氏の説は、中國社會史を典型的中國社會と征服王朝的社會との二つの基本的カテゴリーに類別し、後者の征服王朝に對しては、アメリカ人類學者の提唱する Acculturation (文化變容)の理論を應用して、その社會的文化的諸關係を分析した結果、歐米にみるような素朴な「吸收同化理論」が不適當であることを證明し、中國征服王朝の典型として遼朝をとりあげたのである。さらにこの遼朝を基準として、その後の金・元・清の諸王朝を考察し、それぞれの文化變容アカルチュレーションの度合に應じ、文化抵抗型・文化屈服型・中間型の三類型に分つた。そしてまた遼朝に先行する類似の異民族王朝たる北魏および趙・燕・秦などの五胡諸王朝は、これを潛入王朝と名づけて、一應遼以下の征服王朝と區別している。

しかしこれは要するに、中國社會史を主として支配權力者の側に立場をおいて考察したものであり、したがつてその區分も、王朝を基準としてそれをさらに漢民族王朝治下の中國社會と、異民族主として北方民族王朝治下の社會との二類型に大別しているが、このような分け方によつて、

果して氏のめざす中國社會の歴史的發展が、充分に把握しえられるであろうか。

つぎに問題を征服王朝にかぎつて言つてみると、たとえば、漢文化およびその政治的社會的關係における遼と元との類似性が、いたるところに強調されているが、遼朝はキタイ人と漢人とによる二元性であるのに對し、元朝はモンゴル人と色目人(中央アジア人および西方アジア人の總稱)およびキタイ人・デユルチン人などによる多元性にして、漢人はほとんど無視されている。したがつて、文化上や社會上における漢人との共生關係という點では、相違することを考慮しなければならないであらう。

また征服王朝と潛入王朝との差別は、たゞ中國への侵入の仕方や權力への接近の仕方に存するのみなのであらうかこの點は多少詳しい説明がのぞましい。また遼國の役割が、しきりに強く主張されているが、制度や軍事組織における二元性は、その祖型がすでに北魏やボヨウ部の前燕王朝にも認められることなども注意しなければならぬ。

また、アメリカ人類學者のアカルチュレーションの理論

を中國征服王朝に應用して、その社會的文化的現象を考察した點は多くの示唆を與えていると思うが、もつとつてんだ考察、たとえば中國征服王朝に共通する基本的性格は何であるかというようなことも考えてみる要はないであろうか。このことをさらに具體的にいえば、このような性格の一つとして、征服王朝は牧畜・農耕の兩社會を包含し、前者が後者に對して政治的軍事的に優位を保つこと、などがとりあげられないであろうか。そしてこの優位性は、武力にうらづけられた政治的組織力であるが、その武力を培養し育成するのは、牧畜生活體制なのである。ところが中國の征服王朝となることは、牧畜生活體制の放棄ないしは、その持續に大きな制限を與えることにほかならない。そうなつてくると、かれらの武力は宙に浮き、その政治的組織力も弱體化する。一方被支配層の漢族は、農養生産にもとづく豊かにして強靱な經濟力を有し、かつ人口の多いことなどのため、遂に征服民族の政治的組織力が打ち負かされ、征服王朝の瓦解となるが、ここにかれらの宿命があるといえよう。

アメリカにおける東洋史學研究の一動向(田村)

このような農耕・牧畜兩社會を包含するという性格は、かれらが征服王朝になることによつて初めて生じるのでは決してない。それは、征服王朝として本然に具有する基本的性格であつて、このような素質を有しているものこそ、征服王朝たりうるのである。つまり遊牧民族は、どの民族でも武力に秀でたものは、皆征服王朝たりうるというものではない。如上の基本的性格を素質として、多かれ少かれ有している上に、中國へ侵入すべき他の諸條件——たとえば中國側に政治的社會的混亂が生じるといふような情勢——が備わつた時に、はじめて征服王朝たりうるものであると思ふ。

歴史上、中國の征服王朝となつた北魏・遼・金・元・清などの諸王朝をみても、かれらは決して純粹な遊牧騎馬民族ではない。地域的にもモンゴル高原というよりも、シラ・ムレン流域か松花江流域か、長城地帯に占據する牧畜定著ないしは有畜農耕の部族であり、これらが部族國家を形成し、さらにより大きく膨脹するためには、かれらは中國に侵入する以外に途はない。ただしこう言つと、元朝は例

外ではないかと反問されるかも知れないが、元朝すなわちフビライ・カン國は、その社會的ないし國家的性格よりみて、決してデンギス・カンのモンゴル遊牧帝國の正統をうけたものではない。その正統をつぐものは、むしろアリクブカか、ハイヅ(海都)の汗國であろう。世祖フビライが上都開平府に即位することによつて成立した元朝は、その時すでに長城地帯および北支の一部を領有する牧畜墾耕社會の性格を具備した國家であつたのである。

さてつぎに、冒頭にかかげたウイットフォゲル氏の論文のうち、(3)は遼朝における公職と漢人の試験制度。

(4)は同じく遼朝治下の宗教に關するものであるが、ともに支配者としてのキタイ族と、被支配者の漢民族との制度的共生、複雑な社會文化的接觸の下において生じた、いわゆる第三文化の例證としてあげられたモノグラフである。すなわち前者は、遼代の官吏詮衡法を、主としてキタイ人に適用される世選の法——特定の一族に代々一定の官職位階を興えること——と、漢人に用いられる科擧制および

び廢制——父祖の勳功により、無試験で官職につきうる制——とに分けて論じ、それが遼の政治組織の二元制に相應じるものであることを指摘している。とくに廢制が遂において盛行したことを大きくとりあげて、これはこの制度が、北族的世襲制とある程度の調和をみたためであると、そしてその制は、遼以後のすべての征服王朝においても、盛んに用いられたことをのべている。

後者は、馮家昇氏との共著であるが、前記の現象を、遼代における宗教の面にとらえんとしたもので、主としてキタイ人の傳統的信仰たるシヤマニズムと遼代の佛教とをとりあげ、おのおのの社會的地位や經濟關係などについて論述している。そして附隨的に、當時遼國內に行われたそれ以外の小宗教として、イスラム教・マニ教・ネストリウス派キリスト教(景教)についても言及している。

以上、遼代社會史の著書ならびに、それに関する諸論文を一讀して、われわれはさきに論じたような難點は見出すにせよ、ウイットフォゲル氏の中國史に關する深い體驗と研究的スケエルの大きさと、および利用しうるあらゆる研究

者を動員したアメリカ的巨大的組織に驚くしだいである。本書の出刊によつて、いままでこの方面の研究としては、ほとんど無に等しかつたアメリカ東洋學界が、一舉にして高い水準に達したことは、學問研究の分野においても、アメリカ的エネルギーが成果を發揮しつつあることを感じさせられる。しかしまた、今日までのところ、征服王朝にしても北方民族に關しても、わが國では明治以來幾多の研究によつて、同等またはより以上の所論が政治・社會・經濟・言語・考古學などの各分野にわたり、それぞれ展開されていることは心強いかぎりである。ただわれわれとしては、先學の努力研鑽によつて築き上げられた水準を、今後いかに維持し、いかように止揚していくべきかを考えると、その責務の重大さを痛感するしだいである。

(一九四九・一〇・二〇)

### 【註】

(1) この總論の部分は、今夏七八月の休暇中を利用して、京大東洋史研究室および人文科學研究所の有志の方たちとともに輪讀した。

アメリカにおける東洋史學研究の一動向(田村)

(2) ウィットフーゲル氏が近代中國社會史につづいて著手した秦漢社會史は、最近出版されたと傳えられている。

(3) 遼の政治機構は、キタイ人およびこれに準じる北方遊牧部族に關するものと、農耕定著の漢人に關するものと二元的組織を具えたものとして知られている。これについては津田左右吉博士「遼の制度の二重體系」(滿鮮地理歴史研究報告第五所收)に詳論されている。また遼の軍事組織については、松井等氏「契丹の國軍編成及び職符」(同上書第四所收)を参照されたい。

(4) 叙任の形式としては、キタイ人には世襲の法、漢人には科擧制と應制とが適用されているが、これに關しては本文に紹介したフイットフーゲル氏の Public Office in the Tiao Dynasty and the Chinese Examination System (遼朝の公職と漢人の試験制度)なる論文に詳しく論じられている。

(5) キタイ文字は、遼史によれば初め太祖の神冊五年(926)に製作されたが、この最初のものは、はたしてどんな形のものであつたか現在のところ不明である。のちに太祖は、これがあまりに複雑で使用上不便を感じたので、皇子造剌に命じウイグル人についてその言語を學ばしめ、ウイグル語のプリンスブルにらつて新文字を制定せしめた。さきものをキタイ大字、のちのものをキタイ小字という。小字は幸い、今日數千字發見されているため、いまだ解讀されてはいないが、その字形や文字の構成法は、ほぼ知られるにいたつた。すなわち字形は、漢字

に模した一定数の原字を二個ないし數個合成——二個の時は上下へ、三個の時は右より左、つぎに下へ、四個以上の時は右より右下へ、ついで左より左下へ——して一語となしたようである。おそらく字形は漢字にならない、その合成法はウイグル語の原理を應用したものであろう。

(6) カラ・キタイ(西遼) 王國は、遼國の滅亡にあたり、一二四年その一族の耶律大石が部下を率いて西走し、途中諸部族を征服して、一一三二年 Chih (垂) 河のほとり Batahis (虎思斡耳柔) を中心に建てた大國であつて、シナ・トルキスタンおよびリ連領トルキスタンをふくむ中央アジア一帯を領有した。この國はその後約八〇年間つづいたのち一二一一年ジンキス汗によつて滅ぼされた。中國ではこれを西遼國とよんでゐる。

(7) ウイ・トフ・ゲル氏は總論第三章においても、つぎのようについてゐる。たとえば金朝を建國したヂェルテン(女眞)族は、中國の北部を支配したのち、かれらの種族的儀式や慣習をすてて、遼代よりも顯著に漢文化へ同化したのが、しかしその政治上・軍事上の主權は手離さず、またかれら固有の言語や文字も存続した。

元朝は漢民族を少しも信頼せず、すべての權威を外國人にゆだね、中國をモンゴル人、ウイグル人、アラブ人その他の非漢民族によつて支配し指取しようとする態度を最後までもつてゐた。公文書はつねにモンゴル語と漢語とで書かれ、ときには右

告が他の數種のアジア語で同時になされたこともあつたが、これは漢民族に對する必要よりも、外人官吏の必要に應じる措置であつた。またかたは中國の文化的特色に對しても、あまり關心を拂わなかつたし、漢人社會とは分離して住し、雜婚もしなかつた。

清朝を建てたマンシウ人は金朝にもつとも近く、中國征服前大いに漢文化をとり入れて、より進んだ農耕文化や中國の諸觀念を身につけたが、征服後は、漢文化に容易に融合しなかつた。かれらは中國を征服すると、その勢力を經濟的社會的特權を保持するために必要な多くの處置をとつた。その政治組織は、表面上海濱併用であるが、實質上主導性はマンシウ人の手ににぎられ、この政治的差別は同時に社會的差別となり、最後までつづけられた。そして兩者の結婚は嚴重に禁止され——ただしマンシウ族人は一般漢人の女と結婚することができたが——服裝も、とくにマンシウ婦人は漢人婦人とは全く異なる固有の服裝をしてゐた。時として文化的統一が行われたが、それはべん髪や衣服の例にみるように、多く漢人のぎせいにおいてなされてゐる。漢人官吏は平和と學問の價値を強調するのに對し、マンシウ人は軍事的價値こそ、かれらの國民的帝國的福祉の根本であると主張した(第三章)。